

2025 年 9 月 15 日

会員の皆さま

一般財団法人小原流
事業部 会員支援課
TEL 03-5774-5845
FAX 03-3407-3728

「文化庁 令和 9 年度 伝統文化親子教室事業（統括実施型）」のご案内

拝啓 初秋の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、「文化庁令和 9 年度 伝統文化親子教室事業」につきまして、小原流本部で申請手続きを行う【統括実施型】での申請を予定しておりますのでご案内いたします。

この「統括実施型」は、申請書類を本部で作成しますので、手続きに不安があつてこれまで申請されていなかった方や、こども教室の開催が初めての方、また指導経験のない方にもよい機会になるかと存じます。ぜひお申込みいただけますと幸いです。

なお、毎年募集期間が短いため、文化庁からの正式な募集要項発表に先立ち、**令和 8 年度の募集要項をもとにした申請書類**の提出をお願いいたします。募集要項に変更があった場合は、各教室にご連絡の上、本部で修正いたしますのでご安心ください。

支部や先生方で申請を行う【教室実施型】については、裏面の「2. その他の補助金」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、小原流会員支援課までお問い合わせください。

敬具

【申請方法と提出について】

申請締切日：令和 8（2026）年 10 月 30 日（金）必着

提出先：小原流 会員支援課

提出方法：メール（support@ohararyu.or.jp）または FAX（03-3407-3728）

【提出書類】

- ・事業計画書（本部提出用）
- ・団体の概要
（※令和 6 年度、7 年度、8 年度の統括実施型に申請し、変更がない場合は提出不要）
- ・団体規約
（※令和 6 年度、7 年度、8 年度の統括実施型に申請し、変更がない場合は提出不要）

裏面へ

【参考】

令和 7 年度のスケジュール

1 次審査の可否通知	2 次審査	補助金の支払い
令和 7(2025)年 4 月末日	令和 7(2025)年 8 月下旬 1 次審査合格者に本部より案内	事業終了後、報告書などを文化庁に提出し、補助金の額が確定後、令和 8 年(2026)年 4 月上旬本部から支部の口座に振り込み

1. 条件と補助金額の比較（令和 8 年度）

区分	参加人数	回数	補助金額	その他
㉠文化庁 (本部が申請)	10 名以上	5 回以上 かつ 3 日以上	10～19 人：270,000 円 20～29 人：315,000 円 30～39 人：360,000 円 40～49 人：405,000 円 50 人以上：450,000 円	合同発表会（都道府県をまたいだ教室合同）に対して 50 万円の補助金がある
㉡文化庁 (支部または指導者が申請)	同上	同上	10～19 人：222,000 円 20～29 人：259,000 円 30～39 人：296,000 円 40～49 人：333,000 円 50 人以上：370,000 円	
㉢小原流補助金	原則 10 名以上	同上	・ 1 支部一律 5 万円 ・ 10 名未満は 1 名 3,000 円	文化庁に申請して不採択 または 取下げた場合のみ対象

- ㉠㉡は政府予算に基づき募集が行われるため、今後の予算成立状況等により募集内容について変更が生じる場合があります。
- 『「放課後子供教室」と連携した取組』につきましては、必ず各市区町村の「放課後子供教室」の担当部局等と相談・調整を行ったうえで応募してください。
- 同一教室で㉠と㉡の両方に申請することはできません。両方申請した場合は、両方が無効となる可能性がありますのでご注意ください。
- ㉠と㉡の補助金額は予算申請の上限金額です。必ずしも申請した額の全額が支援されるとは限りません。

2. その他の補助金

㉢ 文化庁（支部または指導者が申請）

- 文化庁ホームページ：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/oyako/index.html>
- 申請した場合：小原流へ「事業計画書」および「事業報告書」をご提出ください。

※詳細は 2027 年 5 月頃（予定）にご案内いたします



文化庁 HP

㉣「小原流 伝統文化いけばなこども教室」について

「文化庁 令和 9 年度 伝統文化親子教室事業」に申請し、不採択または取下げの場合にのみ申請していただけます。申請方法については 2027 年 5 月頃（予定）にご案内いたします。